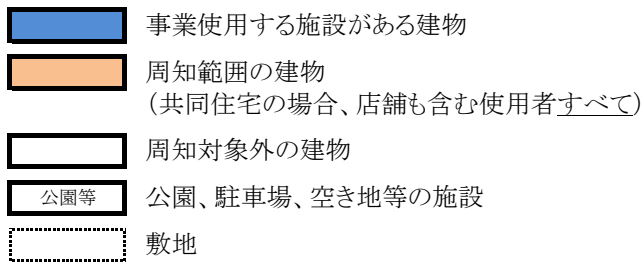


# 近隣住民へ事業計画の周知を行う場合の範囲の図説(特区民泊・住宅宿泊事業・旅館業※)

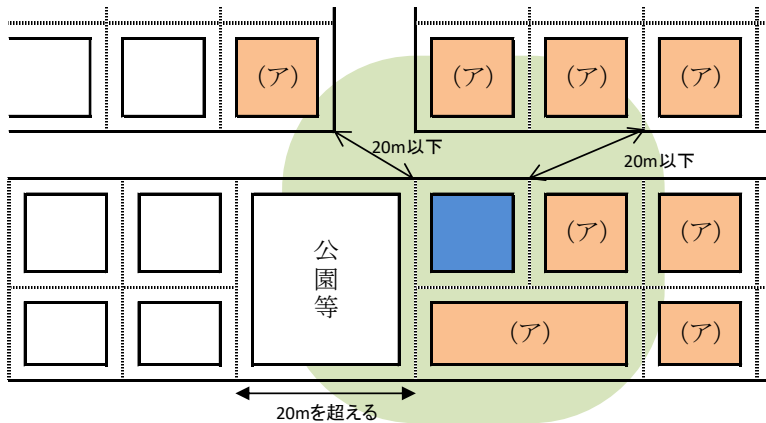
※営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業施設のみ

## 周知の対象となる近隣住民

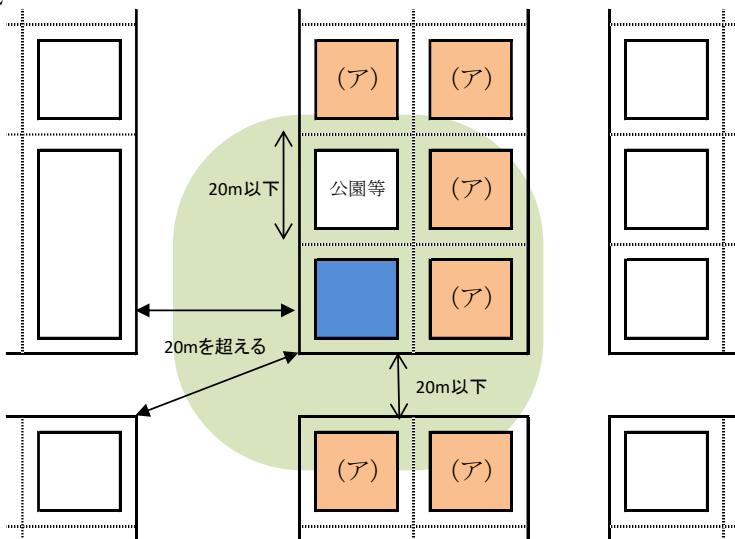
- ・ 事業を行おうとする施設がある建物に他の施設が存する場合、その施設の利用者すべて
  - (ア) 事業で使用する施設の存する建物の敷地の境界線から他方の建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として20メートル以内にある場合の全ての建物
  - (イ) 事業で使用する施設の滞在者が公道に至るために私道を通行する必要がある場合は、当該私道を日常的に通行する必要がある建物のように、当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の滞在者と生活圏が密接する範囲にあると認められる建物
  - (ウ) 事業で使用する施設が区分所有建物である場合、管理を主体として実施している団体(管理組合、管理会社等)



例1

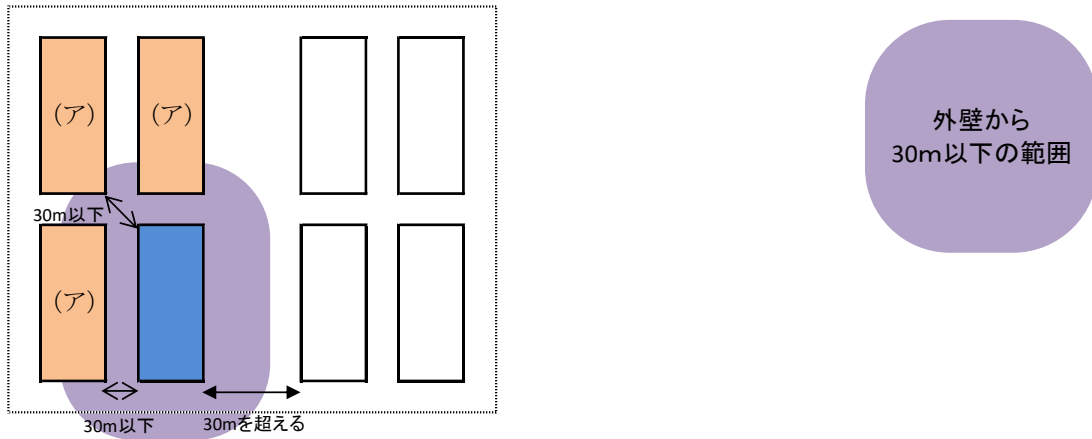


例2

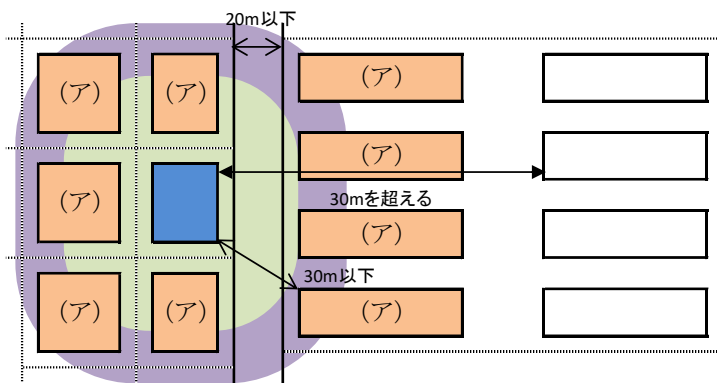


※一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則30メートルを超えるものは除く

例3



例4



**[参考]**

近隣住民へ周知する内容(詳細は各業種の規則をご確認ください)

- (1) 営業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 施設の名称(特区民泊・旅館業の場合のみ)及び所在地(部屋番号まで)
- (3) 事業の内容(管理者の常駐の有無などを含む)※
- (4) 近隣住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先(部署名又は担当者名、所在地及び電話番号)
- (5) 廃棄物の処理方法(事業系廃棄物としての処理方法)
- (6) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法
- (7) 近隣住民からの意見を受け付ける期間
- (8) 事業で使用する施設の周辺地図
- (9) 当該書面に関する問合せ先の名称、連絡先((4)と異なる場合)

※近隣住民に理解しやすい表現を用いること。

※住宅宿泊事業で、小学校及び中学校敷地の周囲100メートル以内の区域において、住宅宿泊事業法第11条第1項各号のいずれかに該当する(いわゆる「家主不在型」)届出をする場合は、近隣住民へ周知する事業の内容(上記の「3」)に、事業実施期間(金曜日の正午から月曜日の正午まで)についても記載する。

※管理者が常駐しない旅館業の場合は、近隣住民へ周知する事業の内容(上記の「3」)に、

- ① 営業種別(「旅館・ホテル営業」または「簡易宿所営業」)
- ② 客室数
- ③ 定員
- ④ 事業の内容(管理者が常駐しない旨) を記載する。